

2024年7月

社会保険労務士事務所 オフィス つむぐ

事務所便り

社会保険労務士事務所 オフィス つむぐ

連絡先：〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 1-12-2

電話：03-5357-1572

e-mail：info@officetsumugu.com

改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援法が成立しました

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を目的とした改正法が成立しました。

◆育児・介護休業法の改正ポイントと施行日

- ① 3歳以上、小学校入学前の子を養育する労働者に柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります。
【施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日】
- ② 小学校入学前の子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限（残業免除）を受けることが可能となります。
【施行日：令和7年4月1日】
- ③ 3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが事業主に努力義務化されます。
【施行日：令和7年4月1日】
- ④ 子の看護休暇が見直されます。【施行日：令和7年4月1日】
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務づけられます。【施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日】
- ⑥ 育児休業取得状況の公表義務が従業員数300人超の企業に拡大されます。【施行日：令和7年4月1日】
- ⑦ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります。
【施行日：令和7年4月1日】

◆次世代育成支援対策推進法の改正ポイントと施行日

- ① 法律の有効期限が、令和17（2035）年3月31日までに延長されました。
【施行日：公布の日（令和6年5月31日）】
- ② 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が従業員数100人超の企業に義務付けられます。
【施行日：令和7年4月1日】

詳細は今後政省令で定められますので、注視しておく必要があるでしょう。

【厚生労働省「育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法 改正ポイントのご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

高齢労働者の労働災害防止等のための補助金が拡充されています

◆令和6年度エイジフレンドリー補助金の申請受付中

本補助金は、高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛の防止策導入等、労働者の健康保持増進策を講じる中小企業事業者が活用でき、「高齢労働者の労働災害防止対策コース」「転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース」「コラボヘルスコース」の3コースがあります。

◆今年度からの拡充内容

「転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース」の補助率が4分の3に引き上げられ、補助対象が「すべての中小事業者」へと拡充されています。

本コースは、高齢労働者に多い転倒や腰痛の防止・予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェックおよび専門家等による運動指導等に要する経費を補助するもので、上限額は100万円（消費税を除く）です。

◆複数コースの申請もOK

本補助金は、高齢労働者の労働災害防止対策（転倒・墜落災害、腰痛、熱中症、交通災害）に要する経費（階段への手すり設置工事の施工や体温を下げるための機能のある服の導入等）を補助する「高齢労働者の労働災害防止対策コース」や、労働者の健康保持増進のための取組み（禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育など）に要する経費を補助する「コラボヘルスコース」との複数コースでの申請も可能です。複数コース申請する場合、併せての上限額は100万円となります。

申請受付期間は、令和6年10月31日（木）までです。補助対象となる取組みを検討している場合には、補助金の活用も併せて検討してはいかがでしょうか。

【厚生労働省「エイジフレンドリー補助金について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

助成金を活用してみませんか？ ～事業主のための雇用関係助成金

◆助成金をご存じですか？

雇用関係助成金とは、厚生労働省が提供する人材の雇用に関わる助成金です。

労働者の雇用環境を安定させ、雇用の拡大を図るための政策の一環として設けられており、雇用機会の拡大や障害者雇用、労働者の能力開発といった目的を果たした事業者に対し助成金を支給しています。

◆様々な助成金

雇用関係助成金には様々な種類のものがあります。

- | | |
|-------------------|---|
| ○新たに労働者を雇い入れる | ➔ 特定求職者雇用開発助成金、他 |
| ○労働条件の改善を図る | ➔ 働き方改革推進支援助成金、他 |
| ○労働者の雇用環境の整備を図る | ➔ キャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金、
65歳超雇用推進助成金、障害者介助等助成金、他 |
| ○仕事と家庭の両立支援等に取り組む | ➔ 両立支援等助成金、他 |
| ○労働者の職業能力の向上を図る | ➔ 人材開発支援助成金、他 |

【厚生労働省「雇用関係助成金検索ツール」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00007.html

要件に当てはまれば各種助成金の支給を受けられる会社様も多いかと思われます。しかし、助成金は上記のように種類も多いうえ、申請書類作成、添付書類が多く複雑であるため、決断がつかず、実行をためらう会社様もまた、多いかと思われます。

“申請できそうな助成金はあるのだろうか？”、“そもそも申請できるのだろうか？”、“申請要件が難しくて分からないし、実務も複雑で大変そう…”

各々の会社様のお悩みに沿った助成金の制度の有無をお調べし、受給の可能性を検討したうえで各種手続の代行、申請のサポートをいたします。

ご興味がございましたらお気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

7月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限【年金事務所または健保組合】＜7月1日現在＞
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
- 特例による源泉徴収税額の納付＜1月～6月分＞【郵便局または銀行】
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出【公共職業安定所】＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限＜年度更新＞
【労働基準監督署】
- 労働保険料の納付＜延納第1期分＞【郵便局または銀行】

16日

- 所得税予定納税額の減額承認申請＜6月30日の現況＞の提出【税務署】
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出【公共職業安定所】

31日

- 所得税予定納税額の納付＜第1期分＞【郵便局または銀行】
- 労働者死傷病報告の提出【労働基準監督署】＜休業4日未満、4月～6月分＞
- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
【公共職業安定所】
- 固定資産税・都市計画税の納付＜第2期＞【郵便局または銀行】
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

【当事務所よりひとこと】

あっという間に7月になってしまいました。今年もあと半年となります。

7月の事務所だよりをお届けします。今月は「改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援法の成立について」、「高齢労働者の労働災害防止等のための補助金について」、「助成金について」です。お読みいただけますと幸いです。

皆さまのお役に立つことができますよう尽力してまいります。

引き続き今後ともご指導ご鞭撻のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。